

学校法人 青森田中学園 役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人青森田中学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等は、報酬、日当その他手当の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長 報酬
- (2) 理事長以外の常勤役員 無報酬
- (3) 非常勤役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額の上限の額は500万円とし、その範囲内で、理事会において決定する。

2. 非常勤の役員に対する報酬の額は、日当として1日10,000円及び旅費（学校法人青森田中学園旅費規程に準じる）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給は、毎月25日に支給する。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。）

2. 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
3. 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
4. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 常勤の役員には、学校法人青森田中学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2. 常勤の役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2. 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 3. 月の中途における辞任、退任、又は解任の場合の報酬等については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。